

1 監査委員の概要

I 監査委員制度の概要について

(1) 設置の趣旨

監査委員が、執行機関の行う行政を監視し、監査結果を報告することにより、行政の適正化を図ることにある。

(2) 監査の使命

市民の負託のもと、市民に代わり、市の行財政全般について監視と点検を行い、市民サービスの維持・向上に資することを目指す。

(3) 監査委員の組織等

① 定数

自治体の種別	監査委員の定数	内 議選委員数
都道府県及び政令で定める市 (人口25万人以上の市)	4人	※2人又は1人
その他の市町村	2人 (条例で増は可能)	1人

※明石市は、条例により2人を選任

② 構成

監査委員は、識見者と議選者で構成されている。識見者の内1名は常勤でなければならない。また、監査委員が3人以上の場合は、識見者の中から1人を代表監査委員としなければならない。

③ 合議制

監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務を監査するために設置される機関で、市長から独立して一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の執行機関であるが、監査結果の決定などは、監査委員の合議により行う。

④ 服務

職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持することや職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。退職後も同様である。

II 監査委員の身分等

項 目	内 容	根拠法令
①設 置	普通地方公共団体に監査委員を置く。	法195①
②定 数	政令で定める市（人口25万以上の市、令 140の2）は4人とする。	法195②
③選 任	1 市長が議会の同意を得て、人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」）及び議員のうちから選任する。議員のうちから選任する監査委員の数は定数が4人のときは2人又は1人とするものとする。	法196①
	2 法 196①の規定に基づき議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。	条例2①
	3 政令で定める市（人口25万以上の市、令 140の4）にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。	法196⑤
	4 法 196⑤の規定に基づき常勤とする監査委員の数は、1人とする。	条例2②
	5 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人である場合は、少なくともその1人以上は、当該市の職員で政令で定めるもの（常勤の職員及び短時間勤務の職を占める職員、令 140の3）でなかった者でなければならない。	法196②
	6 委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。	法180の5⑤
④兼職の禁止	地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員、衆議院議員、参議院議員、検察官、警察官、収税官吏、公安委員会の委員との兼職は禁止されている。	法196③ 法201(141 ①、166①)
⑤兼業の禁止	市に対し、その職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（2分の1以上市が出資する団体を除く、令 133）の役員等及びその支配人及び清算人となることができない。	法180の5⑥

項目	内容	根拠法令
⑥ 欠格条項	1 選挙権及び被選挙権を有しなくなったとき。(成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者等)	法201(164, 公選法11①、11の2)
	2 市長又は副市長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者又はその関係が生じたとき。	法198の2
⑦ 代表監査委員と代理	1 代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任しなければならない。	法199の3①
	2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は法 242の3⑤の訴訟に関する事務を処理する。	法199の3②
	3 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る市を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該市を代表する。	法199の3③
	4 代表監査委員に事故があるとき又は欠けたときは、代表監査委員の指定する監査委員が職務を代理する。	法199の3④
	5 代表監査委員は、監査委員の合議により定める。	条例3
⑧ 任期	1 識見を有する者のうちから選任された委員 4年	法197
	2 議員のうちから選任された委員 当該議員の任期	
	3 後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。	
⑨ 退職	市長の承認を得なければならない。	法198
⑩ 解職	選挙権を有する住民は、その総数の3分の1以上の者の連署をもって解職の請求をすることができる。	法13② 法86①
⑪ 罷免	1 市長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他監査委員に適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て罷免することができる。この場合、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。	法197の2①
	2 1による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。	法197の2②
⑫ 職務	1 職務遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならない。	法198の3①

項 目	内 容	根拠法令
⑬ 除 斥	<p>2 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様とする。</p> <p>3 監査委員が刑事事件で起訴されたときは、市長は職務の執行を停止することができる。</p> <p>4 3 による職務執行の停止期間中は、報酬又は給料の3分の2を減額するものとする。</p> <p>自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件は、監査することができない。</p>	<p>法198の3②</p> <p>程22(14①)</p> <p>程22(14②)</p> <p>法199の2</p>
⑭ 事務引継	<p>1 政令で定められている。</p> <p>2 監査委員に更迭があった場合に、前任者は、20日以内に事務を引き継がなければならない。</p> <p>3 特別の事情により後任者に事務を引き継ぐことができないときは、これを監査委員の一人に引き継がなければならない。この場合において引継ぎを受けた監査委員は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。</p> <p>4 正当な理由なくして事務の引継ぎをしない者に対し県知事は10万円以下の過料を科することができる。</p>	<p>法201(159①)</p> <p>令141(123①)</p> <p>令141(123②)</p> <p>法201(159②)、令131</p>
⑮ 補助機関	<p>1 市の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。</p> <p>2 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。</p> <p>4 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。</p> <p>5 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。</p> <p>6 法200②の規定に基づき、監査委員に事務局を置く。</p>	<p>法200②</p> <p>法200③</p> <p>法200⑤</p> <p>法200⑥</p> <p>法200⑦</p> <p>条例4①</p>

項目	内容	根拠法令
⑩報酬	<p>7 職員の定数は、職員定数条例の定めるところによる。</p> <p>(明石市職員定数条例の定め：11名)</p> <p>1 議会選出の監査委員及び非常勤の監査委員は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。</p> <p>2 (1) 識見を有する監査委員 月額 257,000円 (2) 議会選出の監査委員 月額 65,000円</p>	<p>条例4②</p> <p>法203の2</p> <p>特別職非常勤の報酬等 条例別表</p>
⑪給与	<p>1 識見を有する者のうちから選任される常勤の監査委員は、給料、旅費、諸手当を受けることができる。</p> <p>2 (1) 常勤の監査委員給料 月額 528,000円 (2) 旅費級 1 級</p>	<p>法204①②、</p> <p>特別職職員の給与条例 2、職員旅費 条例別表1</p>
⑬条例への委任事項	<p>この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。</p>	<p>法202</p>

(備考)

法令名等の略語

- (1) 法：地方自治法
- (2) 令：地方自治法施行令
- (3) 程：地方自治法施行規程
- (4) 地公法：地方公務員法
- (5) 公選法：公職選挙法
- (6) 条例：監査委員条例
- (7) 特別職非常勤の報酬等条例：特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (8) 特別職職員の給与条例：特別職の職員の給与に関する条例
- (9) 職員旅費条例：職員の旅費に関する条例

Ⅲ 監査委員の職務権限等

1 監査委員が行う監査等の種類と報告等

監査等の種類	根拠法令	報告等の決定				公表	
		報告対象	合議	意見	勧告		
監査	定期監査	法199④	議会及び市長等	○	○		○
	随時監査	法199⑤	〃	○	○		○
	行政監査	法199②	〃	○	○		○
	財政援助団体等に対する監査	法199⑦	〃	○	○		○
	公金の収納又は支払事務に関する監査	法235の2② 公企法27の2①	議会及び市長 議会、市長及び企業管理者				
	住民の直接請求に基づく監査	法75	請求人の代表者 議会及び市長等	○			○
	議会の請求に基づく監査	法98②	議会	○	○		○
	請願の措置としての監査	法125に関して 法199に基づき実施	議会及び市長等	○			○
	市長の要求に基づく監査	法199⑥	議会及び市長等	○	○		○
	住民監査請求に基づく監査	法242	請求人	○		○	○
	市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	法243の2③ 公企法34	市長 企業管理者	○	○		
	共同設置機関の監査	法252の11④	市長（他の関係普通公共団体の長）				○
検査	例月現金出納検査	法235の2①	議会及び市長				
審査	決算審査	法233② 公企法30②	市長	○	○		
	基金の運用状況審査	法241⑤	市長	○	○		
	健全化判断比率審査	財政健全化法 3①.	市長	○	○		
	資金不足比率審査	財政健全化法 22①	市長	○	○		

- 2 指定金融機関等の検査の結果について、会計管理者及び企業管理者に対し報告を求めることができる。(令 168の4③・公企令22の5③)

(備考)

※「公表」は監査委員として行わなければならない公表である。

※「市長等」とは、市長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員のことである。

※ 法令名等の略語

- (1) 公企法：地方公営企業法
- (2) 公企令：地方公営企業法施行令
- (3) 財政健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

3 主な監査等について

(1) 定期監査

① 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

② 実施状況

監査年間計画に基づき、部単位で概ね2年間のサイクルで全部局を実施している。

③ 実施方法

実施日の1.0日前までに所定の様式の資料の提出を求め、これに基づいて事務局職員が予備調査を行う。

実施初日に委員が提出資料に基づく総括説明を聴し、細部については、職員が1課につき2日程度の割合で関係帳簿を精査する。

報告書は、事務局職員が原案を作成し、委員協議のうえ決定している。また、関係部課長の出席を求め、監査結果について講評を行っている。

なお、講評後、指摘事項について措置状況の報告を求め、委員が確認することとしている。

④ 結果報告及び公表

報告書は、講評後直ちに市議会及び市長に提出するとともに、速やかに各議員に配付している。

公表は、本市公告式条例に基づく掲示場(7か所)への掲示及び市のホームページへの掲載により行うこととしている。

(2) 随時監査

① 監査の視点

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

② 実施状況

監査年間計画に基づき、随時監査の一環として、工事監査を2年に1回実施している。

ただし、平成22年度以降はその実施を見送っている。

③ 実施方法

技術調査は、技術士の団体に委託し、そこから派遣された技術士により行っている。

監査の対象は、監査時に施工中の全工事の中から、大規模な工事（原則として市単独事業）を抽出している。

期間は2日間で、書類審査、現場調査を実施することとしている。上記以外は、定期監査と同様。

④ 結果報告及び公表

定期監査と同様。

(3) 行政監査

① 監査の着眼点

特定の事務について、その事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施する。

② 実施状況

これまで、「備品管理事務（平成12年度）」、「個人情報保護条例に基づく保護措置の実施状況について（平成19年度～平成21年度）」、「公の施設の指定管理者制度の運用について（平成22年度～平成24年度）」を実施している。今年度は、新たなテーマとして、「準公金の取扱いについて」を予定している。

③ 実施方法

定期監査と同様。

なお、今年度は、準公金の取扱いに関する実態を把握するため、全庁的な調査を行った後、定期監査の実施に併せて計画的に実施する予定である。

④ 結果報告及び公表

定期監査と同様。

(4) 財政援助団体等に対する監査

① 財政援助団体等とは

市が補助金、交付金、負担金などの財政的援助をしている団体、出資している団体、借入金の保証を行っている団体、指定管理を受託している団体などを指す。

② 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

③ 実施状況

監査年間計画に基づき、実施することとしている。

明石市の出資団体4団体、補助金交付団体及び公の施設の指定管理者について実施している。

④ 実施方法

定期監査と同様。

⑤ 結果報告及び公表

定期監査と同様。

(5) 住民監査請求について

① 意義

市長等の執行機関や市職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が、法律や条例などに違反していたり（違法）、違法ではないが適当でない（不当）と認められるとき、市民が、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講じるよう請求できる制度である。

② 要件

ア 請求者 住民（個人又は法人）

イ 請求の対象となる行為

監査請求することができるのは、次に掲げる明石市の財務会計上の行為がある場合である。

i 違法若しくは不当な、

○公金（市の管理する現金や有価証券など）の支出

○財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分

○契約（物品購入、工事請負など）の締結、履行

○債務その他の義務の負担（起債、借入れなど）

ii 違法若しくは不当に、

○ (税、手数料など) 公金の賦課、徴収を怠る事実

○ (市の財産の不法占有など) 財産の管理を怠る事実

※ 上記 i の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も含む。

ウ 請求期間 当該行為のあった日又は終わった日から1年以内(ただし、正当な理由のある場合やiiの怠る事実の場合は除く)。

エ 請求内容 当該行為の防止・是正、当該怠る事実を改める損害の補填。

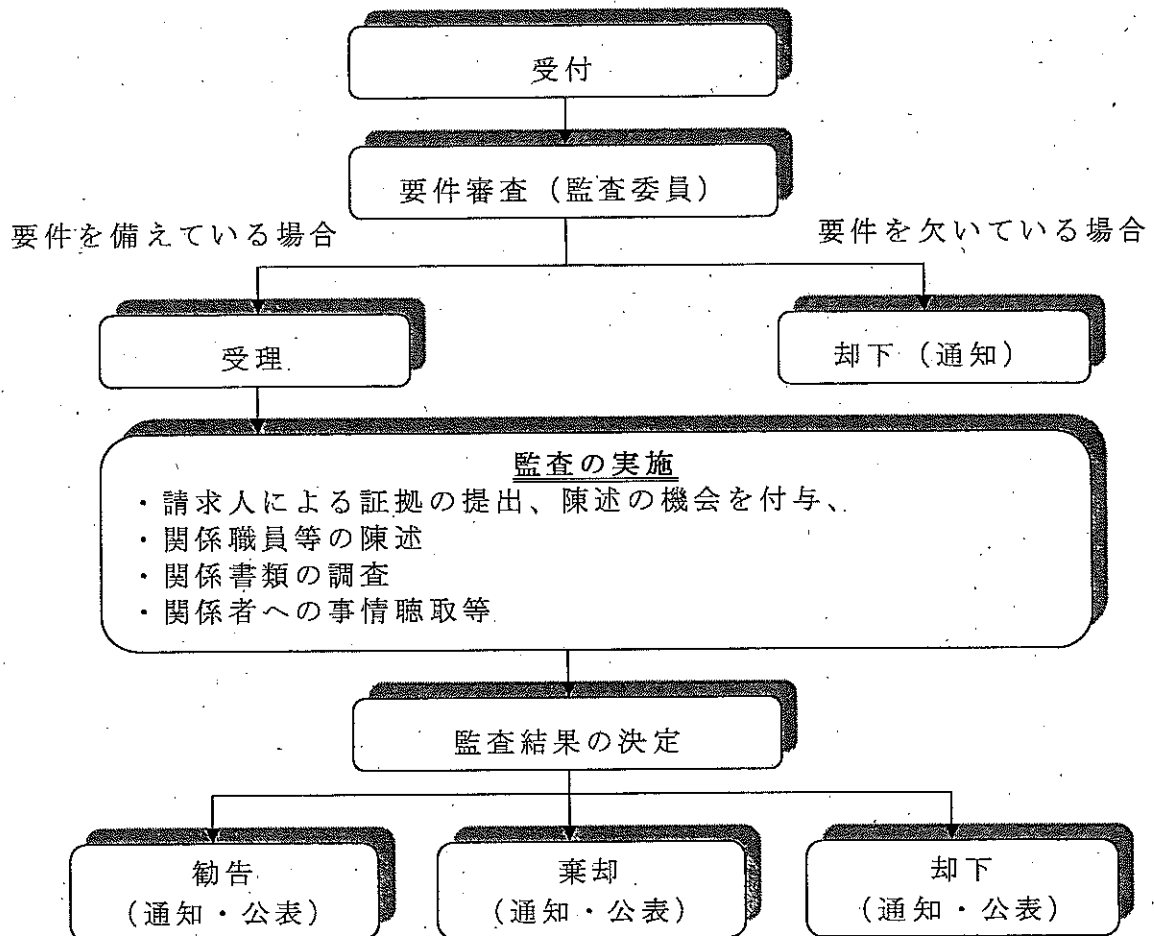
③ 監査期間

請求のあった日の翌日から60日以内に監査を行わなければならない。

④ 結果及び公表

請求に理由がないと認めるときは、請求人へ通知をするとともに公表を行う。請求に理由があると認めるときは、請求人への通知等に加えて、市長等へ勧告を行う。

⑤ 住民監査請求の流れ



(6) 例月出納検査

① 検査の着眼点

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在 High 及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

② 実施状況

出納検査資料、試算表等の計数は、事務局職員により毎月チェックしているが、委員による検査は、一般・特別・企業会計ともに概ね2か月に1回まとめて実施している。

③ 実施方法等

歳出証書類について内容、計数等を10日間ぐらいの日数で、点検・検算を行い、歳入については、諸帳簿により計数突合を行っている。

検査当日は、会計管理者、企業管理者等の出席を求め、資料の説明及び保管現金の計数確認を行うとともに、疑問点につき質疑を行い、問題点について指導している。

④ 結果報告

報告書は、検査後、直ちに市議会及び市長に提出するとともに、速やかに各議員に配付している。

(7) 決算審査について

① 審査の着眼点

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

② 実施期間

一般・特別会計	6月中旬～8月中旬
企業会計	6月上旬～7月下旬

③ 実施要領

関係課から所定の様式の資料の提出を求め、事務局職員が計数の確認、収支証憑書類の適否、内容審査及び分析を行うとともに、決算内容について関係職員からの事情聴取を加え審査を実施している。

意見書は、事務局職員が原案を作成し、日時を定めて委員が協議して決定している。

審査の講評は、会計管理者、財務部長、企業管理者等の出席のもと行っている。

④ 議会提出及び認定月

提出時期 9月定例市議会（一般会計・特別会計・企業会計）

認定時期 9月定例市議会

(8) 健全化判断比率及び資金不足比率審査について

① 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が、正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。

② 実施期間

一般・特別会計 6月中旬～8月中旬

企業会計 同上

③ 実施要領

関係課から健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等関係資料の提出を求め、事務局職員が計数の確認、証憑書類の適否、内容審査及び分析を行うとともに、関係職員からの事情聴取を加え審査を実施する。

意見書は、事務局職員が原案を作成し、日時を定めて委員が協議して決定する。

審査の講評は、会計管理者、財務部長、企業管理者等の出席のもと行う。

④ 議会提出月

提出時期 9月定例市議会（一般会計・特別会計・企業会計）

IV 住民、議会及び市長と監査委員との関係

1 住民との関係

住民の権利として直接、監査委員に監査の請求をすることができる。これには、二つの場合があって、その一つは法 75条の規定による直接請求としての事務監査請求であり、他の一つは法 242条の規定による職員の違法若しくは不当な公金の支出及び財産の処分等の行為、違法若しくは不当に公金を賦課徴収し、又は財産の管理を怠る事実の防止、是正、損害の補填等を求める監査請求である。

2 議会との関係

- (1) 市長は監査委員の選任に当たり、市議会の同意を得なければならない。
(法 196①)
- (2) 市長は監査委員の罷免についても、市議会の同意を得なければならない。(法 197の2①)
- (3) 市議会は、監査委員に対し、市の事務及び市の執行機関の権限に属する事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。
(法 98②)
- (4) 議長は監査委員に対し、説明のため議場に出席を求めることができる。
(法 121)
- (5) 監査委員の事務を補助する事務局の設置及び書記等の定数を定める条例を通じて、市議会はその事務組織に関与することができる。(法 200②・⑥)

3 市長との関係

- (1) 監査委員は、市長に対し、職務上の独立の地位を有する。すなわち、公正不偏の立場で市長及び各行政委員会の事務執行の監査に当たる。
(法 198の3)
- (2) 監査委員と市長とは相互に無関係なものではなく、市長から監査委員の活動を促す場合がある。すなわち、市長の監査の要求(法 199⑥)、指定金融機関の公金収納等の事務の監査の請求(法 235の2②)、出納職員、予算執行職員等の違法行為事実の有無の監査、賠償責任の有無、額の決定の請求(法 243の2③)がこれに当たる。また、監査の結果に基づいて特に必要があると認めるときは、市の組織及び運営の合理化に資するため意見を提出することができる。(法 199⑩)
- (3) 住民の請求によって監査した場合は、監査の結果を市長に報告しなければならない。

平成25年度監査計画表

平成25年5月

区分	第1係		第2係		備考
	監査・審査	出納検査	監査・審査	出納検査	
25 /4	文化・スポーツ部	1・2月分		1・2月分	
5	文化・スポーツ部		企業会計決算審査 資料作成		*議選委員事務引継 近畿地区都市監査委員会 5/24 (赤穂市)
6	文化・スポーツ部 一般会計等決算審査 資料作成		企業会計決算審査		
7	一般会計等決算審査		企業会計決算審査		
8	一般会計等決算審査 都市整備部	4・5・6月分	環境部	4・5・6月分	全国都市監査委員会総会・研 修会 8/29.30 (京都市)
9	都市整備部		環境部		
10	都市整備部 会計室 コミュニティ推進部	7・8月分	環境部 産業振興部	7・8月分	三地区事務研修会 (奈良市) 10/24.25 兵庫県中部都市監査委員会 協議会 (三木市) 10/8
11	会計室 コミュニティ推進部		産業振興部		兵庫県都市監査委員会研修会 (三木市) 11/7
12	会計室 コミュニティ推進部	9・10月分	産業振興部	9・10月分	
26 /1	財務部		消防本部		
2	財務部	11・12月分	消防本部	11・12月分	
3	財務部		消防本部		

※ 年度途中、計画内容を変更する場合があります。

(参考) 平成24年度監査計画表

平成24年3月

区分 月別	第1係		第2係		備考
	監査・審査	出納検査	監査・審査	出納検査	
24 /4		1・2月分		1・2月分	
5			企業会計決算 審査資料作成		*議選委員事務引継 近畿地区都市監査委員会 5/25 (高石市) ※会場は堺 市
6	一般会計等決算 審査資料作成		企業会計決算審査		
7	一般会計等決算 審査		企業会計決算審査		
8	一般会計等決算審査 総合安全対策局 政策部	4・5・6月分	教育委員会	4・5・6月分	全国都市監査委員総会・研修 会 8/30.31 (青森市)
9	総合安全対策局 政策部		教育委員会		
10	総合安全対策局 政策部 総務部	7・8月分	教育委員会	7・8月分	兵庫県中部都市監査委員会 協議会 (西脇市)
11	総務部		行政委員会		三地区事務研修会 (名古屋 市) 11/1.2 兵庫県都市監査委員会研修会 (芦屋市)
12	総務部	9・10月分	行政委員会	9・10月分	
25 /1	土木交通部		指定管理者監査 &行政監査		
2	土木交通部	11・12月分	指定管理者監査 &行政監査	11・12月分	
3	土木交通部		指定管理者監査 &行政監査		

教育委員会とは

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するため、市町村等に設置される合議制の執行機関です。市長が議会の同意を得て任命した委員5人で構成されており、学校教育、社会教育、青少年育成や文化財に関する教育行政の基本方針や計画を審議・決定しています。

委員

委員は、市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する方の中から、市議会の同意を得て市長により任命されます。任期は4年です。(再任されることがあります。)

委員長

委員の中から選出されます。教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。任期は1年です。(再任されることがあります。)

教育長

委員のうちから、教育委員会により任命されます。教育委員会の指揮監督の下に、事務処理上の責任者として教育委員会の権限に属するすべての事務を行います。任期は、委員としての任期が適用されます。

